

泉州経営協会 静社労士事務所便り

新型コロナウイルスに対する会社の対応は？

◆時差通勤やテレワークなどの導入検討

猛威を振るう新型コロナウイルスに対し、会社としてどのような対応が求められるかが、厚生労働省から「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」にて発表されております。時差通勤、フレックスタイム労働制、テレワーク、特別休暇の導入など、企業の事情に合わせた取り組みにより、感染拡大を防止しましょう。GMO インターネットグループでは、1/27 に 4,000 人規模の在宅勤務に踏み切ったことが話題になりました。新型コロナウイルスに関する Q&A は、「一般の方向け」もありますので、合わせてご一読ください。

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

※リンク先が変わる場合があります。上記は、2020/3/6 時点のリンク先となります。

◆従業員を休ませたいが、有給休暇は可能か？

従業員に有給休暇を使って休んでもうらことは可能か？という質問をよく頂きます。有給休暇は、従業員が請求する日に与えなければならないため、原則、会社が一方的に取得させることはできません。なお、2019/4 から有給休暇が 10 日以上付与される従業員には、年 5 日の有給休暇の確実な取得が義務付けられていますので、年 5 日取得予定がない従業員については、従業員から有給休暇の取得時季の意見を聴取し、時期を指定することも一つの方法と考えられます。有給休暇制度でご不明の点がございましたら、ご連絡ください。

◆従業員を休ませた場合の手当は？

会社が自主的な判断で従業員を休ませた場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまるため、休業手当を支払う必要があります。一方、コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により従業員を休ませる場合や、従業員から休むと申出があった場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまらないため、休業手当を支払う必要はありません。

休業手当の額は、平均賃金の 60% 以上となります。平均賃金は、事由発生日以前 3 カ月の賃金総額を、事由発生日以前 3 カ月の総日数で除した金額となります。

また、コロナウイルス感染により休んでいる従業員が会社の社会保険に加入していれば、傷病手当金を申請することにより、直近 12 ヶ月の平均標準報酬日額の 3 分の 2 の金額を受けることができます。

◆雇用調整助成金など

新型コロナウイルスに関する助成金などについては、下記をご参照下さい（2020/3/6 時点）。

- ① 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に対する助成金
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000603338.pdf>
- ② 新設の助成金：小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000604453.pdf>
- ③ 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）：新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主に対する助成金
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000602479.pdf>
- ④ 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）：新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する助成金
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000602479.pdf>
- ⑤ 【経済産業省】資金繰りや設備投資の支援
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/yobihi_gaiyo_0214.pdf
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphletr2.pdf>

協会けんぽの健康保険料率など改定、64歳以上に対する雇用保険料免除廃止

◆健康保険料率など改定

2020年3月分から協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が改定になります。

大阪：現行の10.19% → 10.22%に引き上げとなります。

京都：現行の10.03% → 10.03%で据え置きとなります。

東京：現行の9.90% → 9.87%に引き下げとなります。

介護保険料率は、全国一律で、現行の1.73% → 1.79%に引き上げとなります。

各都道府県の保険料率表は、下記となります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

3月分から保険料率改定の為、社会保険を翌月徴収する場合は、4月に支給する給与から控除する社会保険料が改定、3月に賞与を支給する場合は、3月に支給する賞与から控除する社会保険料が改定です。

◆雇用保険料免除の廃止

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象者となっていますが、経過措置として、高年齢労働者(当該年度4/1において、満64以上である一般被保険者)の雇用保険料は免除となっておりました。2020/4/1からは、高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の徴収が必要となります。

4/1から免除廃止のため、給与締日が末日、給与支払日が翌月15日の場合は、5/15支払いの給与から雇用保険料を控除する必要があります。